

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年10月30日

小型ブルーチップオープン

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年2回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年9月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう小型ブルーチップオープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月29日に関東財務局長に提出しており、2026年10月30日にその効力が生じております。

- 投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している中小型株を実質的な主要投資対象※¹とします。

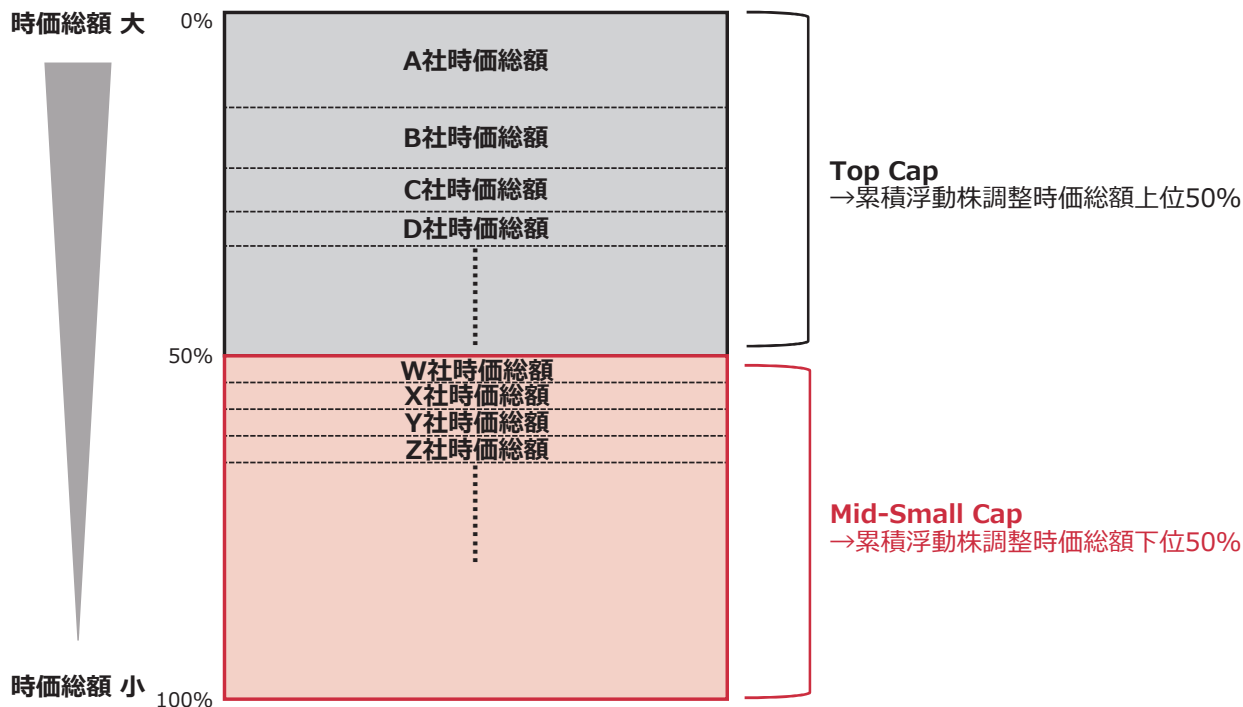
ファンドにおいて中小型株の分類は、時価総額や発行済株式数その他を総合的に勘案して行ないます。当面はRussell/Nomura Mid-Small Cap インデックス※²の採用銘柄を主体とします。

・組入銘柄の時価総額や発行済株式数等の異動があった場合も実質的な主要投資対象として保有を続ける場合があります。

※ 1 「実質的な主要投資対象」とは、「小型ブルーチップオープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※ 2 Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場株式における累積浮動株調整時価総額上位98%をカバーしています。このうち、累積浮動株調整時価総額下位約50%の銘柄によりRussell/Nomura Mid-Small Cap インデックスが構築されています。対象銘柄は毎年見直されます。

■ Total Marketの累積浮動株調整時価総額の下位約50%のイメージ ■





ファンドの目的・特色

投資方針

- 中小型の成長銘柄をバリュエーションを勘案して厳選します。

中長期的に市場平均を上回る成長が期待できる中小型銘柄に焦点を当て、バリュエーションを勘案して厳選し積極的に投資することで、値上がりを追求します。景気・産業動向などによって一時的に業績が低迷しても、技術力、営業力などによって、回復期にはピーク利益更新などが期待できる中小型銘柄なども、バリュエーションを勘案して積極的に投資します。

- ボトムアップにより銘柄を選択します。

経済・景気予測などのマクロ分析よりも、あくまでも個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を行ないます。組入銘柄の業種分散は特に行ないません。

- “成長性” は運用担当者独自の尺度ではかります。

売り上げの伸び、利益率（特に営業利益率）の方向性、キャッシュの創出能力や経営陣の質等が主な視点となります。

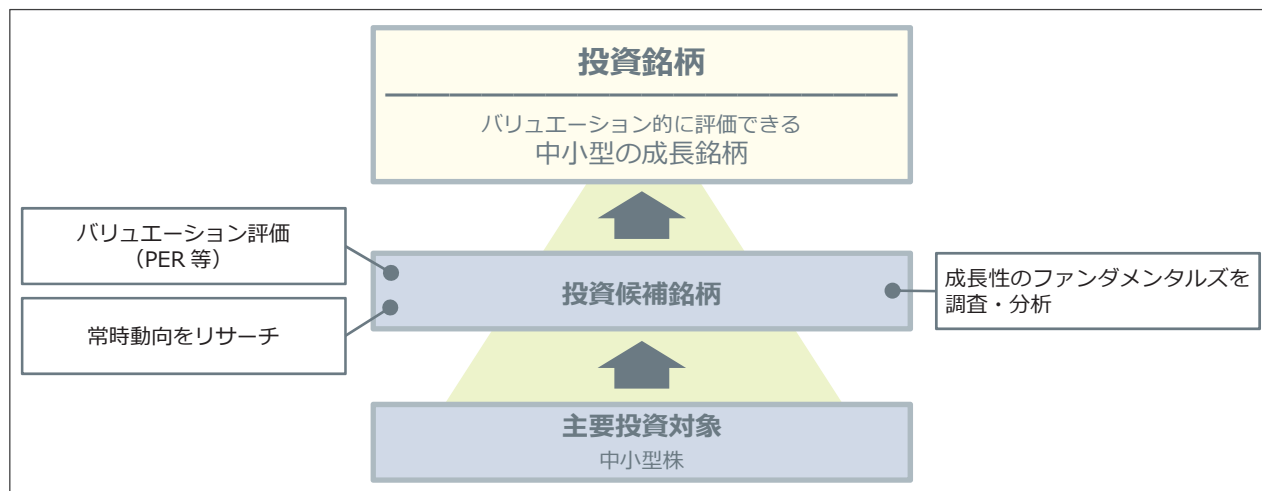
- “バリュエーション” は個別銘柄別に判定します。

運用担当者が考える成長性に比べて、市場の評価（株価水準）はどうかの判定を行ないます。いかに高成長を期待されている銘柄でも、株価が買われ過ぎと運用担当者が判断した場合には、投資を見送ります。



ファンドの目的・特色

■ 銘柄選定のプロセス ■



銘柄の発掘および選定にあたっては、委託会社の企業調査部署の調査・分析情報を活用すると同時に、運用担当者自身によるリサーチ（企業調査）を重視して行ないます。
また、社内の他の中小型株ファンド運用担当者とリサーチ情報を共有化しながら、銘柄選択に活用しています。

- 中長期投資が基本スタンスです。
短期的な動きには捉われず、中長期に大きな投資成果を追求します。中長期投資が基本ですので、銘柄選択の際の流動性は特別には意識しません。
- 極端な重点投資は行ないません。
個別銘柄のリスクをある程度限定するために、銘柄間のウエイト差は極端にはつけません。
- 成長銘柄の株価の成長をフルに捉えるために、株式の実質組入比率は基本的に高位で臨みます。
市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。
- Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

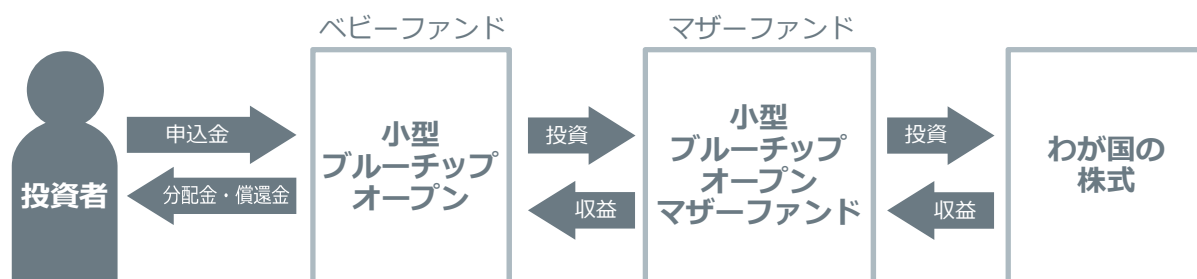
■ 指数の著作権等について ■

Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFTSE Russellに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFTSE Russellは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスを用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

原則、毎年1月および7月の30日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、中小型株に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

- ※流動性リスク管理について

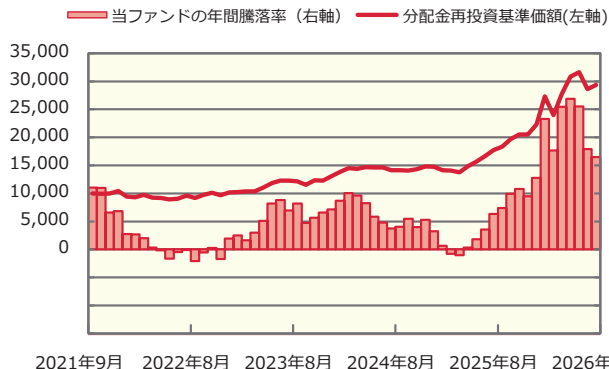
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



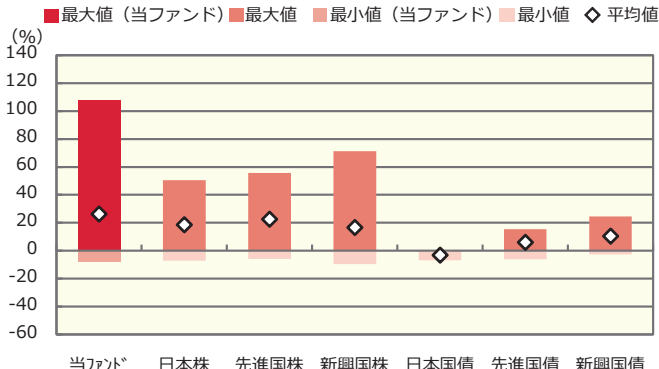
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2021年9月末～2026年8月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	107.6	50.5	55.7	71.2	0.4	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 8.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	26.3	18.6	22.7	16.6	△ 3.1	6.1	10.3

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPIS, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2026年8月31日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2026年7月	1,640 円
2026年1月	1,170 円
2025年7月	730 円
2025年1月	680 円
2024年7月	700 円
設定来累計	15,640 円

主要な資産の状況

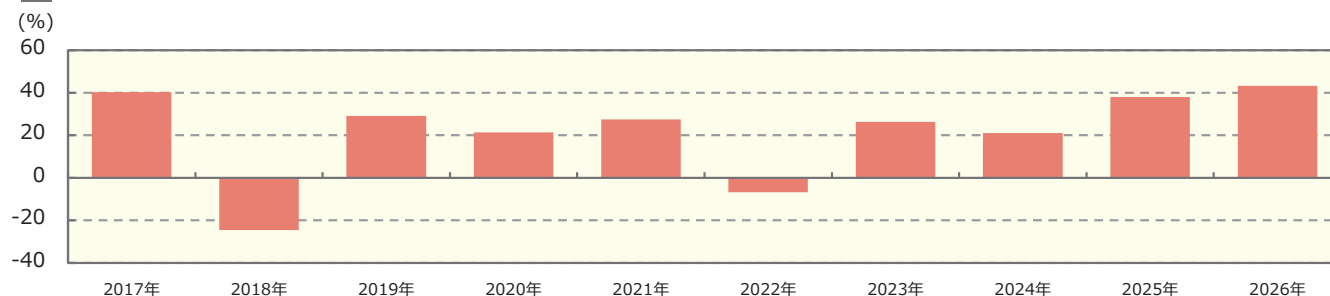
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	ローム	電気機器	4.3
2	千葉銀行	銀行業	3.3
3	豊田通商	卸売業	3.1
4	S O M P Oホールディングス	保険業	3.0
5	キオクシアホールディングス	電気機器	2.8
6	太陽誘電	電気機器	2.8
7	大成建設	建設業	2.7
8	りそなホールディングス	銀行業	2.6
9	N G K	ガラス・土石製品	2.4
10	I N P E X	鉱業	2.3

実質的な業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	電気機器	14.9
2	銀行業	9.8
3	小売業	6.7
4	卸売業	5.9
5	機械	5.8

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	購入コース	購入単位
	一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購入価額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購入代金	原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	

換金単位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換金価額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	

申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購入の申込期間	2026年10月30日から2027年10月28日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	1日1件3億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限 (1996年7月31日設定)
繰上償還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年1月および7月の30日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信託金の限度額	3000億円
公告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用が可能です。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 *上記は2026年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用								
	購入時手数料		購入価額に <u>3.3%（税抜3.0%）以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 （詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。） 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。					
	信託財産留保額		換金時に、基準価額に <u>0.5%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。					
投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
	運用管理費用 （信託報酬）		信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。					
			ファンドの純資産総額		300億円以下の部分	300億円超 500億円以下の部分	500億円超 1000億円以下の部分	1000億円超 の部分
			信託報酬率		<u>年1.672%（税抜年1.52%）</u>			
			支払先の および 役務の 内容 （税抜）	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.72%	年0.74%	年0.76%
	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等		年0.70%	年0.70%	年0.70%	年0.70%	
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等		年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%	
その他の費用・手数料		その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等						



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	1.67	1.67	0.00

（2026年1月31日～2026年7月30日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

